

阿蘇市建設工事等における合冊入札に係る取扱基準

(趣旨)

第 1 条 阿蘇市が発注する建設工事等について、円滑で適正な建設工事等を実施することを目的とし、複数の請負契約を同一の者と契約する必要がある場合において、当該複数の請負契約に係る入札を一つの案件として執行する合冊入札について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 合冊入札 複数の請負契約を同一の者と契約する必要がある場合において、当該複数の請負契約に係る入札を一つの案件として執行する入札
- (2) 建設工事等 建設工事並びにこれに関する調査、測量及び設計業務等委託
- (3) 主体工事 合冊入札に係る複数の建設工事等のうち、設計金額が最も大きい主たる建設工事等
- (4) 関連工事 合冊入札に係る複数の建設工事等のうち、主体工事以外の従たる建設工事等
- (5) 合冊入札予定価格 合冊入札にて執行する場合の予定価格

(設計金額等の算出)

第 3 条 合冊入札予定価格は、主体工事及び関連工事の設計金額の合計とする。

(業種)

第 4 条 合冊入札における業種は、主体工事の業種とする。

(入札)

第 5 条 合冊入札に係る入札書は 1 枚とし、主体工事及び関連工事の合計金額を記載するものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含まないものとする。

2 合冊入札に係る内訳書は、それぞれの建設工事等ごとに作成するものとする。

(入札結果等の公表)

第 6 条 入札結果の公表は、合冊入札予定価格及び合冊入札における落札金額をもって行うものとする。

(契約書)

第 7 条 合冊入札に係る契約書は、それぞれの建設工事等ごとに作成するものとする。

2 合冊入札に係る契約保証金は、それぞれの建設工事等ごとに納めなければならないものとする。

(契約金額の算出)

第 8 条 合冊入札により執行した主体工事及び関連工事の契約金額は、合冊入札による落札金額を設計金額の合計の割合に応じて按分した金額に消費税等を加算した金額とする。

2 前項で按分した落札金額に千円未満の端数が生じる場合は、当該端数の百の位を四捨五入するものとし、主体工事及び関連工事の按分した落札金額の合計額が落札金額に合致しない場合は、主体工事の按分した落札金額で調整するものとする。

(配置技術者等)

第 9 条 主体工事及び関連工事に配置する主任技術者は、同一の者が兼務することができるものとする。

2 主体工事及び関連工事に配置する現場代理人は、同一の者が兼務することができるものとする。

3 前項の規定により主体工事及び関連工事を兼務する場合は、「主任（監理）技術者及び現場代理人の取扱いについて」に規定する兼任する工事の限度数に、それらを 1 件として限度数に加算するものとする。